

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web (ホームページ、ブログ、facebook 等) へのアップロードや転載はおやめください】  
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟 (大阪地裁) ・第 6 回期日 (20210219) で提出された書面です。

平成 31 年 (ワ) 第 1258 号 「結婚の自由をすべての人に」 訴訟事件

原 告 原告 1 外 5 名

被 告 国

## 原告ら代理人意見陳述

2021 年 (令和 3 年) 2 月 19 日

大阪地方裁判所第 11 民事部合議 1 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山岸 克己

本日陳述した第 7 準備書面および第 8 準備書面で私たちがどのような主張をしているかについて、概略を述べます。

第 7 準備書面では、令和 2 年 1 月 20 日付被告第 3 準備書面における被告の主張に反論をしています。

まず、原告らは本訴訟において、婚姻の自由は憲法 13 条の保障する自己決定権の発現の一つであると主張していますが、この点について被告はそのような判断をした最高裁判例はないと述べるのみであり、実質的な反論はなされていません。また、被告は、現在においても婚姻の当事者が男女であるという理解が一般的であると主張していますが、各種世論調査において同性間の婚姻を認めることへの賛成が多数を占めていることなどに照らせば、現在においても婚姻の当事者が男女であるという理解が一般的であるなどと評価することはできません。

また、被告は我が国の婚姻制度は伝統的に生殖と結びついて理解されてきたと主張しています。原告らは既に、婚姻制度の中心的な目的は、必ずしも生殖を目的としない親密な人格的結合に基づく共同生活関係を保護することにあると主張していますが、近年の世帯構成の変化や結婚に関する意識の変化などに照らせば、結婚す

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web (ホームページ、ブログ、facebook 等) へのアップロードや転載はおやめください】  
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟 (大阪地裁) ・第 6 回期日 (20210219) で提出された書面です。

れば子どもを持つことが当然であるという社会の意識が変化していることは明らかであり、このことから婚姻を男女間に限定する合理的根拠は存在しないといえます。

さらに、被告は、民法の婚姻制度の目的を「夫婦がその間に生まれた子供を産み育てながら共同生活を送るという関係に対して、法的保護を与えることにある」と主張します。しかし、被告の主張を前提とすると、異性間においても、生殖能力を持たない者や生殖の意思のない者の婚姻は、婚姻制度の本来の目的と相反するものであるということになります。被告の主張は、異性間については生殖能力を問題とすることなく婚姻の成立を認める一方で、同性間においては夫婦がその間に生まれた子供を産み育てるという婚姻制度の目的を持ち出して婚姻の成立を認めないものであり、同性カップルを不合理に差別するものといえます。

次に、第 8 準備書面では、2017年5月24日、台湾の憲法裁判所にあたる司法院大法官會議が同性間の婚姻を認めない民法婚姻章の規定は違憲であると判断したことに触れ、文化的、社会的にも近似性があり、法体系も近い、台湾での判断が、本件訴訟における憲法判断にあたっても妥当することを主張しています。これは、台湾法等を主な対象として比較法を研究している明治大学法学部教授、北海道大学名誉教授の鈴木賢先生の意見書をベースに作成しています。

まず、司法院大法官會議は、婚姻の自由について「結婚するかどうか」と「誰と結婚するか」の自由が含まれるとし、この自己決定は人格の健全なる発展および人間の尊厳の護持にかかわる重要な基本権であり、憲法上の保障を受けるべきだと判断しています。その上で、「性別を同じくする両名の婚姻の自由が、法律により正式に承認されれば、異性婚とともに社会を安定させる基盤となりうる。」として、社会の基盤としての婚姻制度の重要性と、それが同性間の婚姻にもあてはまることを述べ、それは、異性婚であろうと同性婚であろうと何らの違いもないと説いています。そして、司法院大法官會議は、1930年制定の民法が、今の時点で同性間

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web (ホームページ、ブログ、facebook 等) へのアップロードや転載はおやめください】  
・「結婚の自由をすべての人に」関西訴訟 (大阪地裁) ・第 6 回期日 (20210219) で提出された書面です。

の婚姻を想定しないことを、1946年に制定された憲法に照らして、違憲と判断しました。

次に、平等原則との関係では、司法院大法官会議は、異性間の婚姻のみを規定しているのは、性的指向を分類の基準として、同性に性的指向が向く者の婚姻の自由を相対的に不利にする差別的扱いであるとして、平等権の問題となると判断しました。その上で、同性愛者が社会的マイノリティとして差別にさらされてきた歴史に触れた上で、その判断には厳格な審査基準の適用し、同性間では、自然には子どもをもうけることができないが、これは異性間において客観的に子どもを産めないか、主観的に子どもを産まないことと結果は同じであり、このことをもって、同性間で結婚させないというのは、明らかに非合理的な差別的扱いであるとの結論を出しています。

そして、司法院大法官会議は、立法裁量に配慮しつつも、問題の決着が長引いており、今後も短期的な見通しが立たないこと、加えて婚姻の自由の重要性に鑑みて、敢えて司法がこれに決着をつけるべく、立法機関に2年という期限を定めた上で具体的な立法義務を負わせる判断をしています。

さらに、司法院大法官会議は、同性間に婚姻を成立させたからといって、伝統的異性婚の倫理秩序は揺らがないとし、逆に異性婚の基本的倫理秩序の維持を理由に同性間の婚姻を認めないことは、明らかに不合理的な差別となると断じています。

司法院大法官会議によって示された憲法判断の内容は、本件訴訟における原告らの主張と方向性を同じくするものであり、被告の主張に理由がないことを明確にするものとなっています。

以上